

以下の問題文を読んで、次の問に答えなさい（解答は縦書き。句読点・括弧も一字分として計算する）。

なお、問題文1は法律関係の文章であるが、設問で問われていることは論理的文章の理解力とそれをめぐる表現力であり、個別の法律知識ではない。次の問に答えるためには市民的常識以上の特段の法律知識は必要とされず、またそのような特段の法律知識を解答に記したとしても採点に際しては評価されない。その点に留意して解答すること。

問〔一〕 問題文1は、夫が性同一性障害（G I D）者である夫婦による非配偶者間人工授精（A I D）の利用に関する問題を論じたものである。①このような夫婦がA I Dを行うことの是非、及び、②このような夫婦がA I Dを行い出生した子と夫との間の親子関係（嫡出父子関係）の存否についての筆者の主張を、①・②の問題の相互関係を踏まえつつ、六〇〇字以内でまとめなさい。（二〇〇点）

問〔二〕 現在、法改正等により、G I Dの人々には各種の公的な支援が与えられるようになってきている。さて、問題文2は、身体完全同一性障害（B I I D）を紹介するものである。「B I I Dの人々に対する手術を正当な医療行為として合法化するべきである」という意見について、B I I DとG I Dとの類似点・相違点を踏まえつつ、六〇〇字以内で論評しなさい。なお、右の意見に賛成するかどうか自体は、評価に関係しない。（二〇〇点）

【語釈】

G I D Gender Identity Disorder の略語。性同一性障害。

A I D Artificial Insemination by Donor の略語。非配偶者間人工授精。夫ではない第三者の精子を用いた人工授精。

B I I D Body Integrity Identity Disorder の略語。身体完全同一性障害。

〔問題文〕

〔問題文略―後掲〕〔注意〕 参照のこと

〔注意〕

問題文1は、水野紀子「性同一性障害者の婚姻による嫡出推定」松浦好治ほか編『市民法の新たな挑戦―加賀山茂先生還暦記念』（信山社・二〇一三年）六〇二頁から六二九頁までを引用した。問題文とするに際し、省略し、また表記を改めたところがある。

問題文2は、アニル・アナンサスワミー（藤井留美訳）『私はすでに死んでいる ゆがんだ〈自己〉を生み出す脳』（株式会社紀伊國屋書店・二〇一八年。原著は、Anil Ananthaswamy, *The Man Who Wasn't There: Investigations into the Strange New Science of the Self*, 2015）八八頁から一〇八頁までを引用した。問題文とするに際し、省略し、また表記を改めたところがある。